

調達説明書(仕様書)

公 告 日
令和8年2月18日

次のとおり一般競争入札を行いますので、三重県病院事業庁会計規程（平成19年三重県病院事業庁管理規程第2号。以下「規程」という。）第122条の規定により公告します。

本件入札に参加される方は、下記事項を十分ご理解いただいたうえ、入札に参加してください。参加には、事前に三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」という。）の利用登録が必要です。未登録の場合は、17（2）調達システム利用登録担当所屬に申請を行い、登録確認を受けてください。

1 案件及び内容

案 件 名：令和8年度県立病院（こころの医療センター・一志病院）先発・後発医薬品の購入（単価契約）
内容（仕様）：別添仕様書に記載のとおり

2 履行期間（納入期限）及び履行場所

- （1）履行期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- （2）納品場所（納入場所） 津市城山1丁目12-1 三重県立こころの医療センター 薬剤室
津市白山町南家城616 三重県立一志病院 薬剤室

3 競争入札参加者及び落札者に必要な資格

- （1）競争入札参加資格
 - ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
 - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
 - ウ 三重県内にある本店又は支店等であること。
- （2）落札資格
 - ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。
 - イ 三重県物件関係落札資格停止要綱及び三重県病院事業庁物件関係落札資格停止要綱（以下「落札停止要綱」という。）により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は落札資格停止要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
 - ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。
 - エ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく医薬品卸売販売業の許可を受けている者であること。

4 質疑の提出

当該入札に質疑（入札手続き、参加資格、仕様内容、契約内容等の入札・契約に関する一切の事項）がある場合は、以下のとおり行うものとします。

- （1）提出期限
令和8年2月25日（水）17時まで
- （2）回答
令和8年2月27日（金）17時までに回答します。

別紙「質疑申請書」により、17（1）入札事務担当所屬まで書面（FAX可）で質疑を行ってください。なお、FAXの場合、電話で受信確認をお願いします。

回答は、期日までにホームページで公開いたします。質疑申請提出の有無にかかわらず、入札書提出前に必ず質疑申請の回答状況を確認してください。

5 同等品申請の提出 対象外

6 入札参加者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格確認申請をしてください。

(1) 提出期限

令和8年3月6日(金)17時まで

(2) 提出方法

次の場所に「競争入札参加資格確認申請書」を郵便、民間事業者による信書便又は持参により期日までに提出してください。(必着)

〒514 - 8570 三重県津市広明町 13 番地 (三重県栄町庁舎 6 階)
病院事業庁県立病院課 総務班 (担当: 森川)

(3) 結果通知

令和8年3月10日(火)までに通知書を発送します。

参加資格があることの通知を受けた後、入札書の提出を行ってください。

7 入札書の提出

(1) 提出期限 **令和8年3月25日(水)9時まで**

(2) 提出方法

入札書締切日時までに以下のとおり指定郵便局に「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」で「局留郵便」として提出して下さい。(提出方法は下記(3)を参照。)

(3) 書面による入札書提出の要件及び手順並びに指定する郵便局

【手順】

入札書の提出は指定する郵便局に「一般書留郵便又は簡易書留郵便」で「局留郵便」として提出してください。

封筒に提出する「案件名」のほか、「局留めにする郵便局の郵便番号」、「住所」、「受取人」及び「三重県庁内郵便局留」とする旨を記載してください。(下記参照)

入札書につきましては、郵便局留期間の10日を経過すると差出人に返送されますので、日数を考慮して投函してください。

入札書提出の締切日時までに確実に届くかどうかを、投函前に郵便局で確認してください。

(指定する郵便局の宛名)

- ・ 指定する郵便局の郵便番号 : 514 - 0006
- ・ 指定する郵便局の住所 : 津市広明町 13 三重県庁 1 階
- ・ 指定する郵便局 : 三重県庁内郵便局留
- ・ 受取人 : 受取人「三重県津市広明町 13 番地
三重県病院事業庁県立病院課総務班」
住所も必ず記載してください。
- ・ 案件名 : 「令和8年度県立病院(こころの医療センター・一志病院)
先発・後発医薬品の購入」入札書在中

8 内訳書の要否 要

内訳書は、別添「入札書別紙」を使用することとし、書面及び電子ファイルの2種類を以下の方法で作成し、提出してください。

入札内訳書の作成及び提出方法

書面の入札内訳書

入札書提出締切り日時までに入札書に添付して提出してください。

電子ファイルの入札内訳書

入札書提出締切り日時までに電子ファイル(Microsoft Excel形式)をzipファイル形式(パスワードを設定し暗号化したもの)で下記アドレスへ電子メールで提出してください。

なお、設定したパスワードは、別添「パスワード通知票」に記載し、入札書に同封して下さい。(送付メールアドレス: kenbyo@pref.mie.lg.jp)

9 開札の日時

入札書開札日時 **令和8年3月25日(水) 9時10分**

入札書を提出された事業者で開札への立ち会いを希望される場合は、事前に入札事務担当所属へ連絡をして下さい。

開札の立ち会いを希望しない場合、くじ引きの権限は入札事務に関係のない入札事務担当所属職員へ委任することとなります。

落札候補者を決定するまでには時間を要するため、ご了承ください。

10 落札候補者に求められる義務

(1) 提出書類

ア 消費税及び地方消費税についての「納税証明書(その3 未納税額のない証明用)」(個人の場合は納税証明書(その3の2)、法人の場合は納税証明書(その3の3)も可)

(所管税務署が過去6月以内に発行したもの)の写し(提示可)

イ 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」

(三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したもの)の写し(提示可)

ウ 電子契約を希望する場合は、電子契約利用意向兼メールアドレス確認書

エ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく医薬品卸売販売業の許可を証明する書類の写し(提示可)

提出書類等について、説明を求める場合があります。

(2) 提出期限

令和8年3月27日(金)12時まで

(3) 提出先

17(1)入札事務担当所属

(4) 落札決定

落札資格の確認を行った後、落札決定を行います。

落札決定後の辞退は、落札停止要綱の対象となります。

11 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

12 入札方法及び入札保証金

(1) 入札は、仕様書に記載する品目における製造(販売)事業者(以下「製薬メーカー」という。)の単位で行うものとし、6(3)の競争入札参加資格があることの確認を受けた者のうち、規程第125条の規定により定めた予定価格の制限の範囲内であり、かつ最低の入札価格をもって入札を行った者を落札候補者とします。

(2) 入札価格は、品目ごとに送料等の納入に要する経費を含めた単価(消費税及び地方消費税を除く額(免税事業者にあつては、契約希望単価に110分の100を乗じた額)、整数止め。)に購入予定数量を乗じた額を製薬メーカーごとに合計した金額とします。

(3) 落札候補者について、10(4)の落札資格の確認を行った後に落札決定を行います。

(4) 入札保証金は、入札する製薬メーカーの入札価格を合計した金額の100分の5以上の額とします。

ただし、規程第127条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

なお、入札保証金の納付が必要な場合は競争入札参加資格の結果を通知する際に別途連絡します。

(5) 入札等にかかる費用は入札者の負担とします。

13 入札の無効

規程第131条の各号のいずれかに該当する者の入札書は無効とし、次のいずれかに該当する入札書は無効として取り扱います。

(1) 競争入札参加資格のない者が入札したとき。

(2) 入札者又はその代理人が同一事項の入札に対し二以上の入札をしたとき。(例:同じ事業者の本店、支店(営業所等)が同一案件に入札を行った場合)

(3) 入札者又はその代理人が他人の入札の代理をしたとき。

- (4) 入札に際して談合等の不正行為があったとき。
- (5) 入札書の記載事項が確認できないとき。
- (6) 入札保証金を納付する場合に、その額が規程第127条第1項に規定する額に満たないとき。
- (7) 調達システム利用登録者とICカード取得者氏名が異なっているとき。
- (8) 落札候補者の落札資格の確認ができないとき。
- (9) 再度入札において、入札価格が前回の入札における最低額と同額以上の入札をしたとき。
- (10) 最低制限価格設定案件において、最低制限価格を下回る金額による入札をしたとき。
- (11) その他契約締結権者があらかじめ指示した事項に違反したとき。
- (12) 内訳書を求めた場合に次のアからオに該当するとき。
 - ア 内訳書を提出しないとき。
 - イ 内訳書の金額と入札額が一致していないとき。
 - ウ 一括値引き、減額の項目が計上されているとき。
 - エ 記載すべき項目が欠けているとき。
 - オ その他不備があるとき（記載すべき内容又は指示した事項に誤りがあるなど、担当する所属が不備と判断するもの）。

14 落札候補者の決定

入札額同額による落札候補者が2者以上ある場合は、くじ引きにて落札候補者を決定します。

なお、開札の立ち会いを希望しない場合、くじ引きの権限は入札事務に関係のない入札事務担当所属職員へ委任することとなります。

15 契約方法及び契約保証金

- (1) 契約条項は、別途定める契約書のとおりです。
- (2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。（それぞれの品目の契約単価に予定数量を乗じた額の合計に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額をもって、契約保証金算出の基礎となる契約金額とみなします。以下同じ。）ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」という。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けている者（更生計画等の認可が決定されるまでの者に限り）が契約の相手方となるときは、契約金額の100分の30以上とします。また、規程第135条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規程第135条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するものを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

なお、契約保証金の免除を判断するため、過去3年の間に当該契約と同規模の契約を締結し履行した実績の有無を示す証明書をご提出いただく場合があります。

- (3) 契約は、17(1)の契約事務担当所属で行います。
- (4) 契約書の作成、提出については、規程第136条、第137条によります。
- (5) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有します。電子契約による場合は電子署名を行い、各自保有します。
- (6) 契約金額は、入札書記載の単価（以下「契約単価」という。）とし、支払金額は契約単価に発注数量を乗じた金額に、100分の110を乗じた金額（1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた金額）とします。
- (7) 監督及び検査は、契約条項の定めるところによります。
- (8) 契約代金の支払方法、支払場所及び支払時期は、契約条項の定めるところによります。
- (9) 電子契約を希望する場合は、電子契約利用意向兼メールアドレス確認書を10により提出してください。

16 その他

- (1) 本件入札の事項その他に関し疑義がある場合は、4により質疑を行ってください。入札後、不

明な点があったことを理由として異議を申し立てることはできません。

- (2) ホームページ掲載内容と調達説明書の表記に相違がある場合は、調達説明書の表記を優先するものとします。
- (3) 本件入札の参加にあたり、国内の法律並びに三重県及び三重県病院事業庁における諸規程を遵守し、仕様書等に基づき適正な入札を行わなければなりません。
- (4) 入札参加者が1者になった場合は入札を中止又は延期する場合があります。
- (5) 17(1) 契約事務担当所属は、必要に応じ資料等の提出を求め場合があります。
- (6) 契約の相手方となった場合には、仕様書に記載された内容及び納期等を遵守し、誠実に契約を履行しなければなりません。落札決定後の契約不履行は、落札停止要綱の対象となります。
- (7) 契約の相手方となった場合には、個人情報保護に関し三重県及び三重県病院事業庁が定める事項を遵守しなければなりません。
- (8) 契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」(以下「暴排要綱」という。)第3条又は第4条の規定により、落札停止要綱に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。
- (9) 受注者は、契約の履行にあたって暴排要綱第2条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等(以下「暴力団等」という。)による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ウ 契約事務担当所属に報告すること。
 - エ 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、契約事務担当所属と協議を行うこと。
- (10) 契約締結権者は、受注者が(9)イ又はウの義務を怠ったときは、暴排要綱第7条の規定により落札停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じます。
- (11) 契約締結権者は、規程第139条第1項各号又は第2項に該当すると認められる場合は、契約の全部又は一部を解除することができるものとします。
- (12) 契約締結権者は、受注者が履行期限内にその義務を履行しないときは、規程第140条に基づき、同条第1項各号に該当する場合を除き、違約金を徴収します。
- (13) 契約締結権者は、受注者の責に帰する理由により契約を解除した場合、規程第141条に基づき、違約金を徴収します。
- (14) その他必要な事項は、規程及び三重県電子調達システム(物件等)運用基準等に規定するところによります。

規程については下記の URL からご参照ください。

<https://ops-jg.d1-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A85924EFA&houcd=H419909170002&no=30&totalCount=38&fromJsp=SrMj>

17 問い合わせ先

(1) 入札及び契約に関する事務を担当する課・班

病院事業庁県立病院課 総務班 担当 森川
電話 059-224-2348 FAX 059-224-2349

(2) 調達システム利用登録に関する担当所属

出納局会計支援課企画支援班
電話 059-224-2785/2787 FAX 059-224-2784
(受付時間 開庁日 8:30~12:00・13:00~17:15)
E-mail bpinfo@pref.mie.lg.jp
URL <https://www.pref.mie.lg.jp/ebid-mie/8715800001.htm>

仕 様 書

「仕様書は別添のとおり」